

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	標津町 個人住民税賦課事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

標津町は本事務に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシーの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

標津町長

## 公表日

令和7年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	地方税・その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち町税の賦課徴収に関する事務。eL-TAXによる公的年金からの特別徴収事務。 個人住民税の税額計算・期割計算・納税通知書等の課税・賦課管理、各種証明書発行等を行い、記載の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う
③システムの名称	住民税システム、団体内統合宛名システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	個人番号法第9条第1項 別表第一 24の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 個人番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号、以下「主務省令」)別表第1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,27,28,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,86,87,88,89,90,91,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項  【情報照会】 番号法第19条第8号 主務省令 別表第48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	標津町役場総務課 0153-82-2131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	標津町役場総務課 0153-82-2131
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ <input type="radio"/> ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への研修を行っている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	評価実施機関名	標津町総務課	標津町長	事後	
令和1年6月1日	I-5-②	税務課長 本間英敏	税務課長	事後	
令和1年6月1日	IV-1	記載なし	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	IV-2	記載なし	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3	記載なし	特に力を入れている	事後	
令和1年6月1日	IV-4	記載なし	委託しない	事後	
令和1年6月1日	IV-5	記載なし	提供・移転しない	事後	
令和1年6月1日	IV-6	記載なし	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-7	記載なし	十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-8	記載なし	自己点検	事後	
令和1年6月1日	IV-9	記載なし	特に力を入れて行っている	事後	
令和7年3月11日	I-1-③	住民税システム(総合行政システム) 中間サーバー・ソフトウェア	住民税システム、団体内統合宛名システム、地方税ポータルシステム、中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年3月11日	I-3	個人番号法第9条第1項 別表第一 16の項	個人番号法第9条第1項 別表第一 24の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年5号)第16条	事後	法改正による
令和7年3月11日	I-4-②	個人番号法第19条第7項別表第二 1,2,3,4,6,8,10,15,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	【情報提供】 個人番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号、以下「主務省令」)別表第1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,27,28,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,86,87,88,89,90,91,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項  【情報照会】 番号法第19条第8号 主務省令 別表第48	事後	法改正による
令和7年3月11日	II-1	平成31年4月30日時点	令和6年12月1日時点	事後	見直しによる
令和7年3月11日	II-2	平成31年4月30日時点	令和6年12月1日時点	事後	見直しによる
令和7年3月11日	IV-8	記載なし	人手を介在させる作業はない	事後	見直しによる
令和7年3月11日	IV-11	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  十分である  事務取扱者への研修を行っている	事後	見直しによる